

8 消安第 2498 号

令和 8 年 8 月 3 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料の安全性の確保及び品質の
改善に関する法律施行規則の改正等について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 55 号）その他関係告示が令和 8 年 8 月 3 日付けで公布及び施行となり、これに伴い関係通知を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。